

5 騒音・振動・

悪臭への対応

1 現況



(1) 騒音

騒音の発生源は、工場・事業場や建設作業、交通機関、一般家庭など多種多様です。2022 年度の苦情件数は、1,598 件でした。

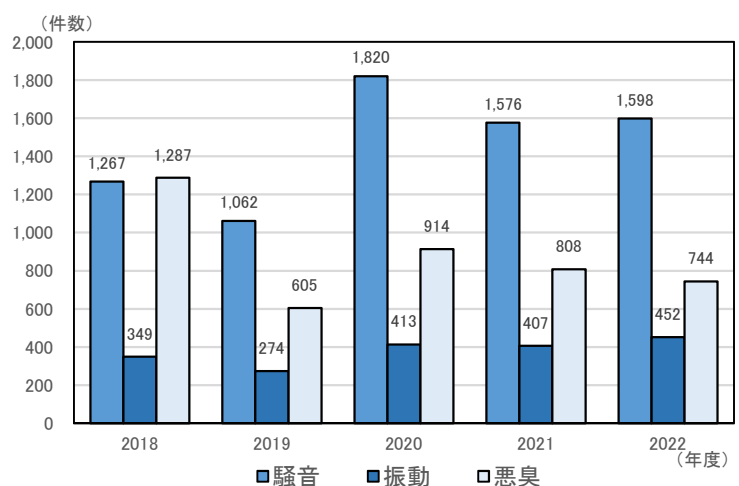
また、県では、騒音の現況を把握するため、交通騒音や航空機騒音の測定調査を行っています。

▶ 道路交通騒音及び新幹線騒音

道路交通騒音については、道路沿道での騒音測定結果を基に面的評価¹を行っています。2022 年度に評価した区間において、評価戸数 627,280 戸のうち環境基準を達成したのは 566,874 戸（90.4%）でした。

新幹線騒音については、新型車両導入等による低騒音化が図られていますが、環境基準の達成は依然として厳しい状況です。

騒音・振動・悪臭に関する苦情件数の推移



道路交通騒音の面的評価結果

年度	評価区間 延長(km)	評価 区間数	住宅等 戸数	昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜間とも 基準値超過	
				戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
2018	2,107.1	1,601	703,567	636,298	90.4	35,159	5.0	1,594	0.2	30,516	4.3
2019	2,133.1	1,498	703,319	624,581	88.8	39,604	5.6	2,039	0.3	37,095	5.3
2020	2,165.7	1,540	711,155	630,437	88.6	38,282	5.4	1,982	0.3	40,454	5.7
2021	2,143.5	1,530	718,007	639,369	89.0	37,296	5.2	1,756	0.2	39,586	5.5
2022	2,084.0	1,503	627,280	566,874	90.4	31,878	5.1	1,156	0.2	27,372	4.4

¹ 道路沿道での騒音レベルを基に、沿道から 50m 以内の総住居戸数のうち環境基準を達成する住居の割合を計算し、これをこの地域の環境基準達成率とする評価手法

新幹線騒音測定調査結果

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
調査地点数	17	14	15	13	15
環境基準適合地点数	7	6	4	5	9
環境基準適合率（％）	41.2	42.9	26.7	38.5	60.0

▶ 厚木基地航空機騒音

厚木基地周辺の地域では、長年、空母艦載機の飛行や訓練等に伴う激しい騒音が、深刻な社会問題となってきました。2018 年 3 月に空母艦載機部隊の他県への移駐は完了しましたが、ジェット戦闘機の飛来時には、騒音についての苦情が寄せられています。

厚木基地周辺の航空機騒音測定調査結果

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
調査地点数	32	30	29	29	30
（うち基地東西 1.5km 以遠地点）	(5)	(3)	(3)	(3)	(3)
環境基準適合地点数	30	29	27	27	28
（うち基地東西 1.5km 以遠地点）	(5)	(3)	(3)	(3)	(3)
環境基準適合率（％）	93.8	96.7	93.1	93.1	93.3
（うち基地東西 1.5km 以遠地点）	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

厚木基地周辺の苦情件数の推移

2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
916	1,038	1,087	1,084	820

（２）振動

振動の発生源も、騒音と同様に多種多様であり、影響範囲が限られているという特徴があります。2022 年度の苦情件数は 452 件でした。

（３）悪臭

従来、悪臭の発生源は、主に工場や事業場でした。最近では、市街地における店舗等からの「におい」に対する苦情が増加しています。2022 年度の苦情件数は 744 件でした。

2 県取組

(1) 騒音・振動対策

▶ 道路交通騒音

「騒音規制法」にて、自動車ごとに騒音の大きさの許容限度が定められており、1971 年以降、順次規制が強化されています。また、県では、道路交通騒音の対策にもなる排水性舗装の敷設等を行っています。

▶ 新幹線騒音

新幹線騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の範囲を明らかにするために、環境基準の類型を当てはめる地域を指定しています。また、新幹線騒音測定調査を実施した場合は、新幹線鉄道事業主の東海旅客鉄道（株）に調査結果を伝え、改善を求めています。

▶ 厚木基地航空機騒音

厚木基地を拠点とする空母艦載機による夜間連続離着陸訓練（NLP）は、ほとんどが硫黄島で実施されるようになりました。しかし、2017 年 9 月には厚木基地で空母艦載機の着陸訓練が実施されるなど、近年でも空母艦載機飛行による騒音問題が生じています。

2018 年 3 月に空母艦載機部隊の移駐は完了しましたが、部隊移駐による基地周辺住民の負担軽減が確実なものとなるよう、今後も騒音問題の解決に取り組んでいきます。

また、県と関係市では、厚木基地周辺の計 31 地点（環境基準の類型指定地域外 1 地点を含む）において航空機騒音を測定しています。測定結果を環境科学センターで解析し、「航空機騒音測定調査結果報告書」として、県や市の環境担当窓口、公立図書館等に配布しています。また、県では、環境基準の類型を当てはめる地域を指定し、告示することによって航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の範囲を明らかにしています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bz3/cnt/f417272/>



(2) 悪臭対策

「悪臭防止法」に基づき、人の嗅覚を用いて悪臭を測定し、すべての臭気物質を対象とする「臭気指数規制」を採用しており、市街地における店舗等からの「におい」などによる問題にも対応しています。

県が定める臭気指数規制内容

(1)規制対象地域	神奈川県の区域（市の区域を除く。 ^{*1} ）のうち、都市計画区域（農業振興地域を除く。）
(2)規制対象	規制対象地域内にあるすべての工場・その他の事業場
(3)規制基準 (悪臭防止法第4条第2項各号に基づく基準)	ア 敷地境界線上における規制基準（1号基準） (7) 1種地域 ^{*2} 臭気指数〔10〕 (4) 2種地域 ^{*3} 臭気指数〔15〕
	イ 気体排出口の規制基準（2号基準） 悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度
	ウ 排水における規制基準（3号基準） (7) 1種地域 臭気指数〔26〕 (4) 2種地域 臭気指数〔31〕

*1 市では、悪臭防止法第4条の規定に基づき、独自に管轄市域内の規制方法を定めています。

なお、2022年4月現在、横浜市、川崎市を除くすべての市は臭気指数規制を基準として取り入れており、横浜市、川崎市は特定悪臭物質規制を取り入れています。

*2 1種地域：住居系地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域）

*3 2種地域：商業系地域（近隣商業地域、商業地域）、工業系地域（工業地域、準工業地域及び工業専用地域）及びその他の地域

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/souon/index.html>（騒音・振動）



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/akusyu/index.html>（悪臭）

